

富山県警察被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（例規通達）

警察が被害者（犯罪（刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含む。）による被害を受けた者及びその遺族をいう。）の置かれている現状を踏まえ、被害者の視点に立った各種施策を推進するため、別添のとおり富山県警察被害者支援推進委員会設置要綱を制定し、平成8年4月11日から施行することとしたから、委員会の実効が挙がるよう格別の配慮をされたい。

別添

富山県警察被害者支援推進委員会設置要綱

1 設置

富山県警察本部に、富山県警察被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 任務

委員会は、被害者支援の総合的な検討を行うとともに、その推進状況を把握し、必要な調整を行うことを任務とする。

3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警務部長

副委員長 警務部首席参事官

委員 総務課長

警察相談課長

警務課長

教養課長

生活安全企画課長

人身安全・少年課長

サイバー犯罪対策課長

地域企画課長

刑事企画課長

捜査第一課長

捜査第二課長

組織犯罪対策課長

国際捜査課長

鑑識課長

交通企画課長

交通指導課長

運転免許センター長
公安課長
警備課長

4 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

5 幹事会

- (1) 委員会の下に幹事会を置く。
- (2) 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 警察相談課長

副幹事長 警察相談課次席

幹事 総務課広報室長

警察相談課広聴補佐

警察相談課犯罪被害者支援補佐

警務課企画調整第一補佐

教養課人材育成補佐

生活安全企画課企画補佐

人身安全・少年課人身安全対策支援第二補佐

サイバー犯罪対策課企画補佐

地域企画課企画補佐

刑事企画課企画補佐

捜査第一課性犯罪捜査指導官

捜査第二課告訴補佐

組織犯罪対策課組織犯罪捜査指導官

国際捜査課企画・指導補佐

鑑識課次席

交通企画課企画補佐

交通指導課次席

運転免許センター副センター長

公安課企画補佐

警備課次席

- (3) 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その議事を主宰する。

(4) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

(5) 幹事会の運営に関して必要な事項は、幹事長が定める。

6 警察署被害者支援推進委員会

(1) 警察署に、警察署被害者支援推進委員会（以下「署委員会」という。）を置く。

(2) 署委員会の構成及び運営に関する必要な事項は、署長が定める。

7 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務部警察相談課において行うものとする。